

会報
全住協

2024
8月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

令和7年度 住宅・土地税制改正要望等を提出

当協会では、「令和7年度住宅・土地税制改正等要望」「令和7年度住宅金融支援機構の業務に関する要望」を以下のとおり取りまとめ、国土交通大臣ほか関係機関に提出した。

令和7年度住宅・土地税制改正等要望

令和5年度の住宅着工戸数は約80万戸と2年連続で減少し、リーマンショックで着工が激減した平成21年度以来の低水準となりました。また、幅広い業種で賃上げが広がり給与は増加しているものの、物価変動を考慮した実質賃金はマイナスが続いており、先行き不透明感から若年層を中心とした一次取得者の住宅購入を控えるマインドに変化は見られません。

一方、慢性化している事業用地の取得難や建築資材の高騰、働き方改革の進展に伴う人手不足など、今後も大都市を中心に住宅価格の上昇は避けられない状況が続くものと思われま

す。一般社団法人全国住宅産業協会は政府が取り組むカーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の省エネ化、子育てしやすい良好な環境の創出などの課題を共有するとともに、世帯構成の変化や多様化するニーズに対応した良質な住宅の提供に鋭意取り組んでおります。

つきましては、住宅取得の促進と不動産市場の活性化のため、令和7年度の住宅・土地税制改正、予算編成等において以下のとおり要望いたしますので、その実現方をお願い申し上げます。

I. 重点要望

1. 住宅ローン減税 [延長]

※令和6年度与党税制改正大綱に記載のとおり、令和6年と同様の方向性で措置
資材・設備・エネルギー・人件費等の高騰により住宅価格は上昇を続けている。また、

世帯構成やライフスタイルの変化に伴い、住まい方は多様化している。このような状況において、住宅取得の促進に資するよう、以下の措置を講ずること。

(1) 子育て世帯・若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置(期限：令和6年12月31日)の延長

【現行】

- ・長期優良・低炭素住宅：5,000万円
- ・ZEH水準省エネ住宅：4,500万円
- ・省エネ基準適合住宅：4,000万円

(2) 床面積要件の緩和特例(期限：令和6年12月31日)の延長

【現行】

40㎡以上(所得要件1,000万円以下)

2. 住宅取得に係る税制特例措置(固定資産税・不動産取得税・登録免許税)の床面積要件の緩和 [新規]

小規模世帯の増加や職住近接等多様なライフスタイルに応じた住宅取得に対応するため、新築住宅に係る固定資産税・不動産取得税・登録免許税の軽減措置の床面積要件を緩和すること(50㎡以上⇒40㎡以上)。

3. 住宅税制の抜本的な見直し [新規]

住宅に関する課税は、取得、保有、譲渡の各段階で行われてきたことに加え、消費税が課税されたことにより、重層的かつ極めて複雑な構造となっている。このような税体系について、購入時の過度な負担を抑えるためにも、消費

目次

・令和7年度住宅・土地税制改正要望等を提出・・・	1	・「全住協 新保障制度」のご案内……………	6
・トピックス		・手付金等保証関連統計について……………	7
(本別町居住支援協議会、総会へ参加) ……	5	・協会だより……………	9

住宅・土地税制改正要望等

税課税方式の見直しや流通課税の廃止を含め抜本的な見直しの検討に着手すること。

II. 令和6年度末までに期限切れを迎える項目の延長要望等

1. 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置 [延長・拡充]

(1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税額を減額する特例措置(期限：令和7年3月31日)の延長及び減額期間を複数年とすること。

【現行】

工事翌年度のみ⇒複数年

(2) 特例措置の対象となる管理計画認定マンションの適用要件の緩和

【現行】

修繕積立金を令和3年9月1日以降に管理計画の認定基準まで上げた管理計画認定マンションが対象

⇒全ての管理計画認定マンションを対象

2. Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置 [延長]

Jリート及びSPCが取得する不動産に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置(期限：令和7年3月31日)の延長

【現行】

- ・登録免許税：移転登記(本則) 2%
→(軽減) 1.3%
- ・不動産取得税：課税標準から5分の3控除

3. 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置 [延長]

不動産特定共同事業において取得される不動産に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置(期限：令和7年3月31日)の延長

【現行】

- ・登録免許税：移転登記(本則) 2.0%
→(軽減) 1.3%
- ・保存登記(本則) 0.4%
→(軽減) 0.3%
- ・不動産取得税：課税標準から2分の1控除

4. 既存住宅の子育て対応リフォーム [延長]

※令和6年度与党税制改正大綱に記載のとおり、令和6年と同様の方向性で措置

既存住宅のリフォームに係る所得税の特例措置(期限：令和6年12月31日)の延長

【現行】

標準的な工事相当額の10%等を所得税から控除

5. 買取再販に係る不動産取得税の特例措置 [延長]

事業者が中古住宅を買い取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後に住宅を再販売する場合の特例措置(期限：令和7年3月31日)の延長

【現行】

- ・住宅：築年数に応じて、一定額を減額
- ・敷地：一定の場合に減額

6. サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制 [延長]

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税・不動産取得税の特例措置(期限：令和7年3月31日)の延長

【現行】

- ・固定資産税
5年間、税額を2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減(参酌標準3分の2)
- ・不動産取得税
家屋：課税標準から戸当たり1,200万円控除
土地：税額から一定額(家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価額等に税率を乗じて得た額)を軽減

7. 防災街区整備事業に係る特例措置 [延長]

防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に対して従前資産に対応して与えられる権利床に該当する家屋の固定資産税の特例措置(期限：令和7年3月31日)の延長

住宅・土地税制改正要望等

【現行】

- ・居住用住宅：3分の2を5年間減額
- ・非居住用住宅：3分の1を5年間減額

8. 地域福利増進事業に係る特例措置 [延長]

地域福利増進事業の用に供する資産に係る固定資産税・都市計画税を5年間3分の2に軽減する特例措置(期限：令和7年3月31日)の延長

Ⅲ. 創設の検討要望

1. 二地域居住のための特例措置の創設

地方における交流人口の増大、大都市郊外住宅地の再生、空き家の有効活用等により地方創生を推進するため、一定の要件を満たす2戸目の住宅取得に対し、住宅ローン減税制度を適用するほか、不動産取得税、登録免許税、固定資産税など優遇措置を創設

2. 老朽化マンション再生等促進のための税制上の支援措置の創設

区分所有法において、区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みが措置されることが検討されているため、老朽化マンションの再生等を促進するための税制上の支援措置を創設

3. 住宅の解体費用を補助する制度の創設

耐震性能等の防災性・省エネ性が劣る住宅の建替えや災害危険区域からの移転のための家屋の解体費用を補助する制度を創設

4. 良好な街並み維持と良質な住宅ストックの継続利用に資する相続税の特例措置の創設

世代を跨いで良質な住宅ストックの利用を促進し、ひいては住宅地における良好な街並みを維持するため、相続した住宅を引き続き居住の用に供する場合に、その住宅及びその敷地について相続税を非課税又は徴収猶予

5. サステナブルな土地の利用・管理のための具体的施策の導入

低未利用土地や管理不全土地の増加等を踏まえ、人口減少下で最適な土地利用への転換を促進するための具体的な制度的枠組みと支援措置の確立

令和7年度住宅金融支援機構の業務に関する要望

令和5年度の住宅着工戸数は約80万戸と2年連続で減少し、リーマンショックで着工が激減した平成21年度以来の低水準となりました。また、幅広い業種で賃上げが広がり給与は増加しているものの、物価変動を考慮した実質賃金はマイナスが続いており、先行き不透明感から若年層を中心とした一次取得者の住宅購入を控えるマインドに変化は見られません。

(中略)

つきましては、住宅取得の促進と安心な住まいづくりに資するよう、以下のとおり、将来を見通しやすい全期間固定金利型の【フラット35】、多様化する高齢者の住宅ニーズに応える【リ・バース60】等融資制度の一層の拡充、運用の改善をお願い申し上げます。

1. 重点要望

1. 借入限度額の引上げ

近年マンションを中心に住宅価格が大幅に高騰している状況にあり、住宅購入希望者がより円滑に住宅取得できるよう、【フラット35】の借入限度額を1億円に引き上げる。(現行：8,000万円)

2. 【フラット35】の金利引下げメニューの拡充

子育て世帯等への支援の充実と省エネ対応住宅の取得支援のため、【フラット35】の金利引下げメニューを拡充するほか、借換融資(過去に各種金利引下げメニューを利用していない場合に限る)も対象とする。

(1) 【フラット35】子育てプラス

住宅・土地税制改正要望等

- ①若者夫婦世帯又は子ども1人=2ポイントに変更する。(現行：1ポイント)
- ②子ども2人=4ポイントに変更する。(現行：2ポイント)
- ③子ども3人=6ポイントに変更する。(現行：3ポイント)
- ④子どもN人=2ポイント×Nに変更する。(現行：ポイント×N)
- ⑤保険が適用される不妊治療中の場合=2ポイント
- ⑥対象となる「子ども」の範囲に「大学生」及び「専修学校生」等を追加する。
- ⑦資金実行後に「子ども」の数が増えた場合、追加で金利の引下げを行う。

(2) 【フラット35】Sの見直し

- ①【フラット35】S(ZEH)と(金利Aプラン)を統合=3ポイント
- ②太陽光発電設備設置・蓄電池設置=各1ポイント
- ③【フラット35】S(ZEH)の金利引下げ期間を全借入期間とする。
- ④ZEHを上回る基準を設定し、金利優遇を行う。

(3) 【フラット35】維持保全型

- ①住宅履歴システムに加入=1ポイント

3. 借入期間の延長

子育て世帯又は若者夫婦世帯が住宅を取得しやすくするため、【フラット35】の借入期間の上限を40年に延長する。(現行：35年)

4. 住宅の規模要件の緩和

多様なニーズに応えるため、一戸建て住宅等の規模要件を緩和する。(現行：70㎡以上)

5. ペアローン制度の創設

一定の収入のある同居親族(配偶者又は親子等)がそれぞれ主たる債務者として住宅ローンを組むペアローン制度を創設する。

II. 制度の拡充

1. 返済比率の緩和

子育て世帯や若者夫婦世帯が住宅を取得する場合、又は【フラット35】S(ZEH)に適合している住宅や太陽光発電設備が設置されている住宅を取得する場合、年収に占める年間合計返済額の割合(総返済負担率)を緩和する。

- ・年収400万円未満：35%以内(現行：30%以内)
- ・年収400万円以上：40%以内(現行：35%以内)

2. 完済時年齢の引上げ

住宅ローン完済時の年齢を85歳未満に引き上げる。(現行：80歳未満)

3. 【フラット35】の9割超融資の上乗せ金利の廃止

【フラット35】の9割超融資の上乗せ金利(+0.11%)を廃止する。

4. 借入対象費用(諸費用)の拡充

固定資産税(日割り計算された初年度の負担がある場合に限る)、引越費用、家具家電の購入費用、住宅履歴情報の登録費用、CASBEE評価認証手数料等について、借入対象となる住宅の費用に追加する。

5. 土地購入費用の事前実行

土地を購入して注文住宅を建てる場合、一定の要件のもと、土地購入資金も【フラット35】で借入れできるが、建物完成後に土地購入資金が実行されるため、土地の決済時につなぎ融資を利用するケースが多い。建物完成前であっても、土地購入資金を実行する。

6. 【リ・バース60】の融資限度額の見直し

多様化する住宅ニーズに応えるため、融資限度額を担保評価額(住宅及び土地)の55%又は65%に引き上げる。(現行：50%又は60%)

III. 運用の改善

1. 審査基準の明確化等

(1) 【フラット35】の融資率9割を超える場合、より慎重に審査を行うこととなっているが、9割以下の融資の場合と同様の審査とする。

住宅・土地税制改正要望等

(2) 取扱金融機関による仮審査の結果が「留保」になると審査が長期化することが多いため、審査結果が「留保」の場合であっても審査期間を短縮するよう努める。

2. 【フラット35】の申込者要件の弾力的な運用

永住許可を受けていない外国人にも、日本在住期間、勤続期間、自己資金比率、日本人の連帯保証人等の条件を付して、【フラット35】の利用を可能とする。

3. 申込書類、手続き等の一層の簡素化

- (1) 金融機関によって異なる必要書類を統一する。
- (2) 物件の契約等で引渡しまでの期間が短い場合は、全ての書類が揃わなくても条件付きの審査を可能とする。
- (3) 電子契約サービスの普及・促進を図るため、手数料又は金利を優遇する制度を創設する。

4. 適合証明書の交付手続等

- (1) 住宅性能表示制度を利用している場合、適合証明書の交付手続きを省略できるようにする。
- (2) 新築住宅で【フラット35】を利用する場合、令和5年4月から現行の省エネ基準を満たす

ことが求められているが、省エネルギー性を含む適合証明書取得に係る審査期間を短縮する。

5. 兄弟姉妹等による連帯債務について

兄弟姉妹等による連帯債務・購入物件の共有を認める。

6. 個人情報情報によるローン否決に対する緩和措置

携帯電話代金、オートローン、奨学金等の支払い遅延等による場合の審査基準を緩和する。

7. 自営業者の青色申告特別控除について

自営業者の青色申告特別控除(65万円)を所得に加算する。

8. 団体信用生命保険について

子育て世帯又は若者夫婦世帯が住宅を取得しやすくするため、団体信用生命保険の借入金利を引き下げるほか、保障期間を延長する。

- (1) デュエット(現行：借入金利+0.18%)
- (2) 新3大疾病付き機構団信(現行：借入金利+0.24%)
- (3) 新3大疾病付き機構団信の保障期間の延長(現行：75歳)

トピックス

本別町居住支援協議会、総会へ参加

6月28日、高齢者等への先進的な居住支援活動を推進している北海道本別町「居住支援協議会、総会」が同町の総合ケアセンターにて開催され、当協会から松崎組織委員長ほか参加。

昨年度の事業報告・収支決算の詳細報告、本年度の空き家相談会等の事業計画案、空き家活用等促進区域の設定等について審議を行った後、「空き家等管理活用支援法人」の指定に向けた協議を実施し、今後の手続き関連の確認事項を整理していくこととなった。

また、釧路地方法務局による相続登記の義務化

の現状及び同町の地域おこし協力隊の活動等について意見交換を行った。



▲居住支援協議会(北海道本別町)

「全住協 新保障制度」のご案内

当協会では正会員の特典として、独自の保険制度である「全住協新保障制度」を用意しております。

当制度は、当協会の正会員企業で働く役員・従業員の方々やご家族の様々なリスクをカバーできるように準備した、協会独自の保険です。

加入方法は『会社加入コース』及び『個人加入コース』の2通りあります。

詳しくは、各正会員総務ご担当者宛に8月下旬頃に送付されますパンフレットをご覧ください。

《パンフレット表紙》



このページは概要を説明したものです。ご加入に当たっては必ずパンフレット及び「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店又は引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店又は引受保険会社にお問い合わせください。

●ホームページが新しくなりました！

URL : <https://www.zenjukyo.jp/merit/shinhosho>

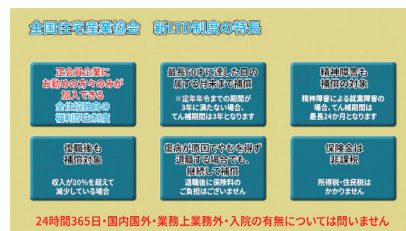


全住協 新保障制度

ZENJUKYO SHINHOSHO

協会独自の割引制度を使う

全住協新保障制度（新LTD制度）紹介動画で制度内容をご確認ください



<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取扱代理店：ジャパン・アフィニティ・マーケティング(株)

問合せ先：アフィニティ・コンタクトセンター 0120-257-522 携帯電話からもご利用いただけます。

受付時間 9：00～17：00（祝日を除く月～金）

〒107-6216 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー

(2024年7月承認) B24-101102

手付金等保証関連統計について

当協会では国土交通大臣から宅地建物取引業法に基づく「指定保証機関」として指定を受けた東京不動産信用保証(株)、不動産信用保証(株)、住宅産業信用保証(株)、西日本住宅産業信用保証(株)及び全国不動産信用保証(株)(以下「保証機関5法人」という。)にご協力いただき、保証機関5法人の有する保証委託契約に係る取引データのうち、未成分譲マンションに関するデータ提供をいただくこととなりました。(次ページ(注記を含む。))

当協会としては、このデータは各地域における新築分譲マンション市場の動向を四半期単位でタイムリーに把握・分析する上で有用と考え、定期的に掲載し、会員の皆様への参考情報としてお届けいたします。会員の皆様はこのデータを自由にご利用いただけますが、その際には出所について「東京不動産信用保証(株)、不動産信用保証(株)、住宅産業信用保証(株)、西日本住宅産業信用保証(株)及び全国不動産信用保証(株)資料による」旨を、また加工して利用する場合には同資料を加工した旨の記載をお願いいたします。

なお、(株)不動産経済研究所の公表する全国の年間新築マンション供給戸数に対して、ここ最近では約80~85%が統計の対象となっています。

【令和6年4月から6月の保証受託戸数について】

- 全国の令和6年4月~6月の未成分譲マンション手付金等保証委託受付戸数(注1)は15,221戸で、前年同期(18,158戸)と比べ2,937戸(16.2%)減少し、2四半期連続で前年同期を下回った。
- 地域別では、北海道789戸(前年同期比34.2%増)が大幅に増加した一方、東北397戸(同34.5%減)、中部・北陸1,709戸(同22.5%減)、近畿3,701戸(同24.1%減)、中国・四国1,007戸(同37.9%減)が大幅に減少したほか、関東6,469戸(同7.9%減)、九州・沖縄1,149戸(同6.8%減)も減少した。
- 首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)では5,748戸(同13.7%減)となり、都県別では、埼玉県1,230戸(同37.3%増)、千葉県340戸(同75.3%減)、東京都2,217戸(同28.0%減)、神奈川県1,961戸(同49.4%増)となった。
- 京阪神(京都府、大阪府、兵庫県)では、3,614戸(同9.4%減)となり、府県別では、京都府148戸(同66.7%減)、大阪府1,963戸(同23.0%減)、兵庫県1,503戸(同50.5%増)となった。
- その他の主な県では、宮城県は197戸(同45.1%減)、愛知県1,093戸(同36.3%減)、広島県284戸(同64.5%減)が大幅に減少したほか、福岡県501戸(同1.2%減)も減少した。

※20%以上の増減となる場合は「大幅」と表現しました。

未完成分譲マンション手付金等保証委託受付戸数推移（地域別）

第二四半期

2024年 地域名	未完成分譲マンション 保証受託戸数(戸)		前年実績(戸)					前年同期比(%)	
	1～3月	4～6月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	累計	1～3月	4～6月
北海道	385	789	83	588	207	311	1,189	363.9%	34.2%
東北	425	397	127	606	90	177	1,000	234.6%	△34.5%
うち宮城県	369	197	43	359	90	0	492	758.1%	△45.1%
関東	8,197	6,469	9,108	7,026	8,483	7,695	32,312	△10.0%	△7.9%
うち埼玉県	970	1,230	1,009	896	438	446	2,789	△3.9%	37.3%
千葉県	2,764	340	691	1,375	1,341	306	3,713	300.0%	△75.3%
東京都	2,274	2,217	4,950	3,078	4,644	3,710	16,382	△54.1%	△28.0%
神奈川県	1,967	1,961	2,194	1,313	1,761	3,051	8,319	△10.3%	49.4%
首都圏小計	7,975	5,748	8,844	6,662	8,184	7,513	31,203	△9.8%	△13.7%
中部・北陸	1,704	1,709	1,785	2,204	1,937	1,374	7,300	△4.5%	△22.5%
うち愛知県	1,017	1,093	1,496	1,717	1,513	1,142	5,868	△32.0%	△36.3%
近畿	4,161	3,701	3,350	4,879	3,882	4,352	16,463	24.2%	△24.1%
うち京都府	373	148	733	444	507	798	2,482	△49.1%	△66.7%
大阪府	2,400	1,963	1,644	2,548	2,522	2,465	9,179	46.0%	△23.0%
兵庫県	953	1,503	570	999	783	725	3,077	67.2%	50.5%
京阪神小計	3,726	3,614	2,947	3,991	3,812	3,988	14,738	26.4%	△9.4%
中国・四国	810	1,007	1,016	1,622	1,018	1,161	4,817	△20.3%	△37.9%
うち広島県	215	284	434	801	732	524	2,491	△50.5%	△64.5%
九州・沖縄	1,174	1,149	2,117	1,233	2,187	2,248	7,785	△44.5%	△6.8%
うち福岡県	374	501	1,572	507	859	887	3,825	△76.2%	△1.2%
合計	16,856	15,221	17,586	18,158	17,804	17,318	70,866	△4.2%	△16.2%

[出所]保証機関5法人(東京不動産信用保証㈱、不動産信用保証㈱、住宅産業信用保証㈱、西日本住宅産業信用保証㈱、全国不動産信用保証㈱)資料による。

(注1)「未完成分譲マンション手付金等保証委託受付戸数」とは、分譲事業者が未完成分譲マンションの販売を開始するに当たり、手付金等の保全措置として、あらかじめ、その返還債務に関する保証委託契約の申込みを行い、上記保証機関5法人が受託した物件の販売予定戸数(宅地建物取引業法第41条参照)。個別の売買契約において実際に保全措置が講じられた戸数とは異なる。

(注2)未完成の投資用分譲マンションを含むが、いわゆる「一棟売り」など分譲マンションとは言いがたい物件は含まない。

(注3)各地域に含まれる都道府県は以下のとおり。

北海道：北海道

東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川

中部・北陸：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重

近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国・四国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

協会だより

委員会開催状況

[戸建住宅・中高層委員会]

日時 令和6年6月24日(月)15:30~18:00
場所 TKP市ヶ谷+オンライン
議事 第14回優良事業表彰受賞プロジェクトの企画コンセプト等について受賞各社から説明を行った。

[戸建住宅委員会]

日時 令和6年7月16日(火)15:30~17:00
場所 主婦会館
議事 「データから読み解く戸建市場のいま」の講演並びに事業紹介を行った。

住所変更

会社名 (株)アーバネットコーポレーション
新住所 〒100-6035 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング35F
新TEL 03-6550-9160
新FAX 03-6550-9162

会社名 (一社)リノベーション協議会
新住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-5 セントラルビル13F
新TEL 03-6910-3825
新FAX 03-6910-3826

会社名 (株)コーセーアールイー
新住所 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス1205
新TEL 03-3518-5511
新FAX 03-3518-5522

会社名 (株)マリモ東京支店
新住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー5F
TEL 03-5510-7250(従来どおり)
FAX 03-5510-7257(従来どおり)

代表者変更

会社名 イオンモール(株)
新代表者 大野 恵司

会社名 誠賀建設(株)
新代表者 樋口 賀大

会社名 (株)ナミキ
新代表者 蒲澤 亮太

会社名 (株)タカラレーベン
新代表者 秋澤 昭一

会社名 (株)長谷工不動産ホールディングス
新代表者 松本 健

会社名 (株)明豊エンタープライズ
新代表者 矢吹 満

※前号に誤りがありました。お詫びして上記のとおり訂正いたします。

会社名 (株)ユニホー
新代表者 麦島 善廣

会社名 住宅保証機構(株)
新代表者 長谷川 貴彦

会社名 セントラル警備保障(株)
新代表者 市川 東太郎

会社名 (株)つなぐネットコミュニケーションズ
新代表者 臥雲 敬昌

会社名 (株)日本住宅保証検査機構
新代表者 角 直樹

会社名 (株)富士通ゼネラル
新代表者 増田 幸司

協会だより

電話番号変更

会社名 アイディホーム(株)
新TEL 0422-56-6040

会社名 (株)フージャースコーポレーション
新TEL 03-3287-0806

FAX番号変更

会社名 ハイネス管理(株)
新FAX 03-5386-3412

会社名 ハドソン・ジャパン(株)
新FAX 03-3211-6270

FAX番号追加

会社名 (株)トルチュリアル
FAX 044-276-8097

電話番号・FAX番号変更

会社名 (株)MIRARTHホールディングス
新TEL 03-6551-2125
新FAX 03-6551-2126

登録変更

会社名 (株)リアルネットプロ
新社名 日本情報クリエイト(株)

業務日誌

6月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(仙都会館) ・次世代リーダー育成：周囲を動かすためのリーダーシップ研修を開催。(協会会議室+オンライン) ・次世代リーダー育成：チーム力を高めるコーチング研修を開催。(協会会議室+オンライン)
24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅・中高層委員会を開催。(TKP市ヶ谷+オンライン)
25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会懇親会に神山名誉会長、馬場会長、牧山相談役ほかが出席。(ホテルニューオータニ) ・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(JA長野県ビル) ・ブラッシュアップ接客接遇マナー研修を開催。(協会会議室+オンライン)
28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)全日本不動産協会・(公社)不動産保証協会・(一社)全国不動産協会合同懇親会に神山名誉会長、馬場会長、牧山相談役ほかが出席。(ホテルニューオータニ)
7月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話応対研修(新人向け)を開催。(協会会議室+オンライン) ・クレーム応対基礎研修(新人向け)を開催。(協会会議室+オンライン)
4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地仕入れ×DX最前線セミナーを開催。(オンライン)
5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(昭和ビル)
10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都不動産コンサルティング協議会理事会に花沢副会長ほかが出席。(公社)東京都宅地建物取引業協会)
11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業コミュニケーション基礎研修②を開催。(協会会議室)
12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(福岡朝日ビル)
16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅委員会を開催。(主婦会館)
17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)住宅生産団体連合会政策委員会に馬場会長が出席。(同連合会)

会報 全住協 通巻136号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和6年8月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)

- ・(株)シーブリッジ
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・(株)総合資格
- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・(株)リビテックス
- ・(株)ダイテック
- ・プラチナ出版(株)
- ・(株)FRESH ROOM
- ・地盤ネット(株)
- ・(株)建築資料研究社
- ・(株)住宅新報
- ・(株)AXIAL FORCE
- ・グッドモーニングコミュニケーション(株)
- ・(株)リブ・コンサルティング
- ・アークシステムテクノロジーズ(株)
- ・(株)コスモシステム
- ・タウンライフ(株)

取扱商品

- 販売図面制作・CGパース制作
- エマーゼンシートイレキット
- 不動産業務総合支援サイトATBBIほか
- 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
- 各種講習、資格取得講座
- 水まわり設備4点セット
- 住宅産業向けクラウド型基幹業務サービス「注文分譲クラウドDX」
- 不動産実用書籍
- オゾン発生器 エアバスター
- BIMパース・ウォークスルー動画制作ほか
- 各種講習、資格取得講座
- 各種講習、書籍
- 「不動産重要書類」ファイルのオリジナルファイル
- 間取り図制作「間取り図屋さん」
- 主催セミナー
- 入居審査(信用照会)
- 不動産鑑定評価
- タウンライフ家づくりほか

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)建築資料研究社

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般 社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般 社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般 社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒983-0821	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内	TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9209
一般 社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-4469
一般 社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般 社団法人	北陸住宅地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-23-0010 FAX.0776-23-0011
一般 社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般 社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般 社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般 社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般 社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般 社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般 社団法人	四国住宅地経営協会	〒760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F	TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335
一般 社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般 社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般 社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般 社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0012	沖縄県那覇市泊2-15-9 2F	TEL.098-863-7410 FAX.098-975-7464

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>



一般 全国住宅産業協会
社団法人

